

令和7年度教育委員会事務局定期監査結果

地方自治法及び板橋区監査基準の規定に基づき実施した定期監査の結果について、下記のとおり報告する。

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
令和8年1月8日(木)	教育総務課、多様な学び推進担当課長、指導室、生涯学習課、史跡公園担当課長、教育支援センター、中央図書館、志村第四小学校あいキッズ、舟渡小学校あいキッズ、中根橋小学校あいキッズ、弥生小学校あいキッズ
令和8年1月9日(金)	学務課、新しい学校づくり課、学校配置調整担当課長、大原生涯学習センター、地域教育力推進課、加賀小学校あいキッズ、常盤台小学校あいキッズ、成増小学校あいキッズ、赤塚新町小学校あいキッズ

2 合議年月日

令和8年2月27日

3 実施場所

監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲

- (1) 令和6年度及び令和7年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

(1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。

(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。

(さらに詳細な分析が必要と考えられる事業として、「教育行政の情報発信について」(所管部署：教育総務課)を選定し、重点調査を実施する。)

(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

(4) 令和4年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

(令和4年度第1回行政監査テーマ「生活安全の推進について」(所管部署：地域教育
力推進課))

(5) 令和6年度重点調査について、提出された対応状況報告どおりに行われているか。

(令和6年度重点調査テーマ「ブックスタート事業について」(所管部署：中央図書館))

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、「7指導事項等」のとおり、一部指導を行った。

7 指導事項等

運用保守委託に係る不十分な履行確認について

教育支援センター(以下「所管課」という。)の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

・ 対象事務

(1) 令和7年度区立小・中学校における可動式コンピュータ等機器の運用保守委託を契約している。

(2) 仕様書には、計19項目の履行内容(運用、保守要件)が記載されており、全項目を一式とする委託料を、毎月受託事業者へ支払っている。

- (3)19 項目のうちの1項目の内容が、「委託事業者が月1回を目途に学校を訪問して点検(目視による機器が外観破損がないか)を行い、報告書を提出する業務」(以下「本業務」という。)であった。
- (4)本業務を行うため、年度当初に各学校宛て年間定期点検スケジュールと留意事項を通知している。
- (5)点検実施後の報告書は、受託事業者から学校と所管課の双方に提出される。
- (6)所管課は、19項目の履行内容にかかる報告書(1枚)を支出命令書に添付し会計管理者に回付する。

・判断に影響する事実

- (1)令和7年4月から再リース期間が終了する8月までの本業務を確認したところ、小学校では、点検報告書 260 枚中、169 枚に「一部点検未実施」、7枚に「全台点検未実施」の記載があり、中学校では、点検報告書 110 枚中、55 枚に「一部点検未実施」、11 枚に「全台点検未実施」の記載があった。
- (2)提出された点検報告書には「各部点検実施致しました」と予め印字された様式が使用されていた。点検報告書の中には、余白に、「全台点検未実施」や「一部点検未実施」の記載があり、点検報告書内で矛盾が生じていた。
- (3)所管課は、点検報告書を定期的に確認していなかったため、上記(1)、(2)を認識しておらず、点検業務の実態を把握できていなかった。
- (4)訪問点検に係る履行内容について、仕様書上、点検完了の定義が不明確であった。
- (5)所管課は、令和5年 11 月にある学校を訪問した際、副校長から「次回の定期点検について、放課後の時間帯に変更できないか」との申し出があったため、一時的に時間帯を変更して対応したが、それ以降は年度当初の予定通り「年間定期点検スケジュール」で示した日時と留意事項に基づく訪問点検を継続していた。
- (6)ある学校では令和7年4月から8月まで毎月点検訪問されたが、一度も点検されずに契約が終了した機器があった。

(7)受託事業者は、毎月、履行内容の全項目に係る1枚の完了報告書を作成し、所管課に提出しており、当該報告書には「業務を完了したので報告いたします」と記載されていた。

・問題点

- (1)本業務の履行内容について、受託事業者より提出された点検報告書を確認しておらず、点検未実施があることを把握できなかった。
- (2)仕様書の記載上は、一部点検未実施がある状態で、委託料を支出することについて、直ちに問題となるものではないが、そもそもの目的(可動式コンピュータ等機器の点検)の完遂を判断するには不十分な記載であった。
- (3)本業務において「全台未実施」「一部未実施」があったにも関わらず「業務完了」の記載をしており、所管課はその完了報告書を受けて委託料を全額支払っていた。
- (4)点検報告書の確認や、学校から使用時間外の訪問希望の相談を受けたタイミングでの全校での点検状況確認を行わなかったため、点検業務全体の実態把握ができず、点検スキームやスケジュールの見直しなど、学校の実態に合わせた対策を取ることができなかった。

・求められる今後の対応

教育支援センターは、上記、問題点を真摯に受け止め、円滑な教育行政を運営できるよう、以下の取組を徹底する必要がある。

- (1)運用保守委託契約の内容を見直すとともに、委託契約の履行確認を確実に実施すること。
- (2)日頃から、各学校との連携を密にし、学校を履行場所とする委託契約の履行について、適宜確認を行い、学校運営の状況に応じた対応を求める

(教育支援センター)